

「とやま温暖化ストップ計画」素案の概要

第1章 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

現行のとやま温暖化ストップ計画（H27年3月）策定後のパリ協定の締結・発効、国における地球温暖化対策計画（H28年5月）の策定及び気候変動適応法（H30年6月）の公布等の動向を踏まえ、県内の温室効果ガス排出対策（緩和策）及び気候変動適応策を総合的、計画的に推進するため、策定する。

(2) 計画の位置付け

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）
- 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画
- 富山県環境基本計画における地球温暖化対策の個別計画

気候変動適応法の施行（H30.12）を踏まえ、今回新たに位置付け

第2章 温室効果ガスの現況と将来推計

(1) 温室効果ガスの排出状況（2016年度速報）

最新の統計資料（都道府県別エネルギー消費統計2016暫定値（H30.12））を基に算出

- 2016年度の温室効果ガス排出量は1,257万 t-CO₂（基準年度（2013）比▲4.3%）
- 部門別の二酸化炭素排出量は、基準年度比 産業部門▲4.6%、民生家庭部門▲10.0%、民生業務部門▲2.4%、運輸部門▲0.6%
- 産業部門からの二酸化炭素排出量は本県全体の42.1%で全国（37.6%）より高め
- エネルギー消費量は減少傾向だが、二酸化炭素排出量は電力排出原単位と連動して増減

(2) 温室効果ガスの将来推計（2030年度の現状趨勢ケース）

- エネルギー効率等の各種水準が現状のまま推移するとの想定での温室効果ガス予測排出量は1,469万 t-CO₂で基準年度比+11.8%（2005年度比+21.3%）と推計される。（現状（2016）比+16.9%）

第3章 計画の目標

(1) 温室効果ガス削減目標

- ① 対象地域 富山県全域
- ② 対象物質 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素
- ③ 削減目標 2030年度に2013年度（基準年度）比▲30%
2020年度時点では2005年度比▲8%

削減につながる施策を検討の上、今後の議論を踏まえて設定

(2) 温室効果ガスの削減可能量

現状趨勢ケース 1,469万 t-CO₂

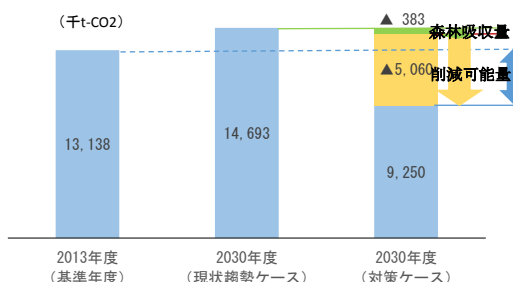
— 削減可能量* 506万 t-CO₂

— 森林吸収量 38万 t-CO₂

= 925万 t-CO₂

（基準年度（2013）比▲29.6%）

* 削減可能量は、県民、事業者及び行政の各主体が地球温暖化対策に積極的に取り組むことを前提とした値



第4章 温室効果ガス削減に向けた施策（緩和策） SDGsの視点にも配慮

1 省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の省エネ性能の向上や省エネ機器等の導入促進、省エネ行動の促進 ○ 工場・オフィス等の低炭素化の促進、省エネ設備の導入促進、環境マネジメントシステムの普及促進 ○ 次世代自動車の導入促進、公共交通機関の利用促進、エコドライブの普及啓発
2 再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光、小水力、バイオマス、地熱等多様なエネルギーの導入促進 ○ 再生可能エネルギーに関する情報提供、技術開発の支援
3 森林吸収源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の整備・保全の推進、とやまの森を支える人づくりの推進 ○ 県産材の利用促進、持続可能な林業経営の推進
4 低炭素型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティの構築、スマートコミュニティの形成、都市緑化の推進
5 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の3Rの推進、廃棄物適正処理の推進、フロン類の管理の適正化
6 分野横断的施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育・環境学習の推進、県民運動の展開、調査・研究の推進

第5章 気候変動影響への適応策 SDGsの視点にも配慮

避けられない地球温暖化の影響を軽減するため、各分野での適応策を推進

農 林 水 産 業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水稻の高温耐性品種の開発・普及等 ○ 適切な畜舎環境管理など生産技術の開発等 ○ 藻場、漁礁の造成等による良好な漁場環境の保全・創出
水 環 境 ・ 水 資 源	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川、湖沼、海域における水環境のモニタリング ○ 地下水の保全と適正利用、降雪の将来変化に応じた合理的利用に関する研究
自 然 生 態 系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な立山の植生・ライチョウ生息数のモニタリング ○ イノシシ、ニホンジカ等の個体数の適正な管理 ○ NPECと連携した人工衛星を活用した沿岸部の藻場調査
自 然 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の水位や土砂災害警戒情報等の迅速な提供 ○ 防災意識の普及啓発による自主防災組織の結成・活動の促進
健 康	<ul style="list-style-type: none"> ○ 熱中症や感染症等に関する情報発信など広報媒体を活用した注意喚起の実施 ○ 感染症に対する危機管理体制・医療提供体制の確保
産 業 ・ 経 済 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の気候リスク管理の先進事例等の紹介など
県 民 生 活	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動影響と適応に関する普及啓発 ○ 降積雪時における道路状況等に関する情報の発信

第6章 計画の推進

1 県民、事業者、行政の役割	県民、事業者、行政が互いに連携・協力しながら、それぞれの立場において取組みを実施
2 計画の推進体制	国、市町村、地球温暖化防止活動推進センター、環境とやま県民会議と連携し、施策を推進。気候変動影響や適応に関する情報収集等を行う地域気候変動適応センターを設置
3 計画の進行管理	県内の温室効果ガス排出状況等を評価し、必要に応じて計画を見直し